

更なる地方分権改革の推進に向けた 指定都市市長会アピール

地方分権改革については、第3次一括法が公布されるなど、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲などについて進展が見られたところである。

また、第30次地方制度調査会答申において、都道府県から指定都市に移譲する事務を検討する際には「都道府県と指定都市の関係は都道府県間関係と同様に考えることを基本とすべきである」と示されたことは、真の分権型社会の実現に向けて一歩前進したものと評価している。

今後は、答申において示された、「移譲することを基本として検討を進める」とされた事務について、迅速に法改正に取り組むとともに、「さらに検討すべき」とされた事務についても、移譲を進めるべきである。また、今回答申に盛り込まれていない事務についても、次期地方制度調査会において調査審議するなど、移譲に向けた取組を迅速かつ確実に進めるべきである。

なお、これらの事務の移譲に当たっては、指定都市に新たに生じる財政負担について、税財源の移譲を迅速かつ確実に進めることを国や各政党に対し、引き続き強く求める。

現在、地方分権改革有識者会議において調査及び審議が行われている国から地方への事務・権限の移譲等について、地方が自らの判断と責任において地域の実情に沿った行政運営ができるよう、指定都市等の地方の意見を十分反映させながら検討を進め、更なる地方分権改革の推進を強く求める。

平成25年7月24日
指定都市市長会